

クレジット契約について

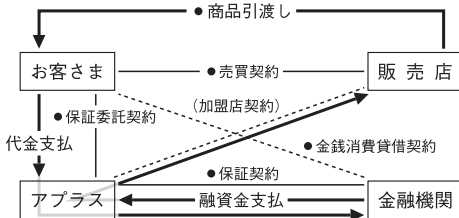
I 本書面と申込書はよく読みましょう

- クレジット契約(立替払契約)の内容を明らかにした書面(本「クレジット契約について」と「お申込みの内容」を含め、以下「申込書」といいます)をよくお読みください。
- 「申込書」には、クレジット契約(立替払契約)についての重要な事項が記載されています。ご不明な点については、アプラスへ直接おたずねください。なお、売買契約・役務提供契約(商品やサービスに関する)については、販売店にお問合せください。
- 「申込書」は大切に保管しておいてください。

II クレジットの仕組み

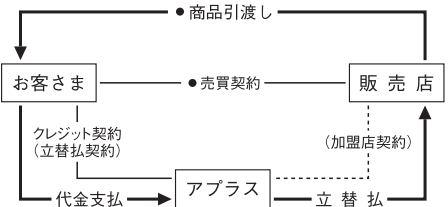
この仕組みは、**A方式**(提携ローン方式)または**B方式**(立替払方式)となります。

A方式(提携ローン方式)



お客さまがこの提携ローン方式を利用して商品等を購入された場合、その代金はアプラスの保証のもとに、金融機関より借入れ、販売店へ支払われることになります。その後、その代金はお客さまがアプラスに分割払いでお支払いいただくことになります。つまり、上の図のようにお客さまは、販売店と商品等の売買契約または役務提供契約を結ぶだけでなく、別にアプラスとは保証委託契約、借入委託契約を結ぶことになります。

B方式(立替払方式)



お客さまがこの立替払方式を利用して商品等を購入された場合、その代金はアプラスがお客さまにかわって販売店に立替払いをします。その後、その代金はお客さまがアプラスに分割払いでお支払いいただくこととなります。つまり、上の図のようにお客さまは、販売店と商品等の売買契約または役務提供契約を結ぶだけでなく、別にアプラスとは立替払契約を結ぶこととなります。

※お客さまのお支払い先は、**A方式**・**B方式**ともに、アプラスとなります。

クレジットの申込みが、**A方式**(提携ローン方式)か、**B方式**(立替払方式)のいずれの契約になるかは、お客さまにご送付します「ご返済予定表」にてお知らせいたします。(初回お支払月の20日頃までに送付いたします。)**A方式**(提携ローン方式)の契約となった場合は、下記のいずれかの金融機関をご利用いただき、「ご返済予定表」にて当該金融機関名をお知らせいたします。

〔金融機関名〕(2021年7月1日時点)

- | | | |
|------------------|---------------------|---------------------|
| ●株式会社三菱UFJ銀行 | ●株式会社広島銀行 | ●三菱UFJ信託銀行株式会社(信託口) |
| ●みずほ信託銀行株式会社 | ●三井住友信託銀行株式会社(信託口) | ●野村信託銀行株式会社(信託口) |
| ●農中信託銀行株式会社(信託口) | ●株式会社新生銀行 | ●新生信託銀行株式会社(信託口) |
| ●株式会社徳島大正銀行 | ●株式会社島根銀行 | ●株式会社トマト銀行 |
| ●日本生命保険相互会社 | ●太陽生命保険株式会社 | ●大同生命保険株式会社 |
| ●明治安田生命保険相互会社 | ●富国生命保険相互会社 | ●大樹生命保険株式会社 |
| ●三井住友海上火災保険株式会社 | ●あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 | ●損害保険ジャパン株式会社 |

(上記の金融機関は追加・変更される場合があります。)

クーリングオフができない旨のお知らせ

販売店の店舗以外の場所で売買契約のお申込みまたは売買契約の締結をした場合(訪問販売)でも、自動車についてはクーリングオフ(書面による無条件での売買契約およびクレジット契約の申込みの撤回、契約の解除)はできません。

クレジットのお申込みにあたって、お客さまが不利益を被らないために、売買契約等に係る以下の内容についてお客さま自らご確認願います。

また、本内容につきまは、割賦販売法に基づきアプラスから確認させていただきますので、ご協力をお願いします。なお、アプラスからの確認時には申込書をお手元にご用意願います。

1. お申込みいただく際には、以下の事項をご確認ください。
 - (1)お申込みいただく商品・サービス等は申込書に全て記載されていますか。また、申込書に記載されていない付帯サービスや約束事項はありませんか。(2)お客さまが購入される商品の必要とする数量は、ご自身で決められたものですか。(3)商品およびサービスの内容それらの性能・品質、効果・効能について、カタログ、チラシ、パンフレット等に記載されていた内容通りの説明でしたか。また、実現が不確実であるのにあたかも確実であるような説明を受けていませんか。
2. 販売店による以下の行為は、法律で禁止されておりましてご確認願います。
 - (1)勧誘時に重要な事項について虚偽のことを告げること(不実告知)。(2)お客さまにとって不利な事実があっても、わざとやわやわいこと(事実不告知)。(3)脅迫まがいに契約を迫ること(威迫・困惑)。(4)お客さまの意に反して契約をするまで長時間居座ることまたは「帰る」との意思表示をしたにもかかわらず契約するまで帰さないこと(不退去・退去妨害)。(5)虚偽・誇大説明すること

III 購入した自動車等に問題があるときは…

※次のような場合は、まず販売店(申込書面に記載されています)へご連絡のうえ、交渉してください。

- 自動車の引渡しをしてくれない。
- 自動車の欠陥(瑕疵)があり、修理・交換をしてくれない。
- 見本・カタログ等と現物・役務内容が違う。
- 自動車の販売条件となっている役務を提供してくれない。
- その他自動車や売買契約について問題がある。

IV 販売店との間で問題が解決しないときは…

※販売店に連絡が取れなかったり、連絡が取れてもⅢの問題が解決しなかったときは、下記アプラスにご連絡ください。

※お客さまは、販売店との間で問題が解決するまでは、アプラスからの代金請求に対し、その支払いを停止することができますので、その旨をアプラスにお申出ください。(問題の内容によっては、停止できない場合がございます。)なお、詳しくは、申込書の「お申込みの内容」(約款)条項第11条(支払停止の抗弁)をお読みください。

※上記の支払停止の抗弁、「Vその他の消費者保護規定について」に関するお申出の際には、「抗弁等申出書面」にお申出の内容等をご記入のうえ、アプラス宛ご提出いただきますようご協力をお願いします。

※同書面の用紙は、アプラスにご連絡いただければすぐにご送付いたします。

V その他の消費者保護規定について

※販売店の店舗以外の場所で売買契約のお申込みまたは売買契約の締結をした場合、販売店がクレジット契約の勧誘に際し、割賦販売法第35条の3の13第1項各号に掲げる事項について、不実のことを告げたことにより誤認し、または割賦販売法第35条の3の13第1項第1号から第5号までに掲げる事項について、故意に事実を告げなかったことによりその事実が存在しないと誤認して、クレジット契約を申込みまたは承諾したときは、そのクレジット契約(意思表示)を取消することができます。ただし、次の場合には、クレジット契約の取消はできませんのでご注意ください。

- ①お客さまの方から住居や職場を訪問するよう依頼した場合。
- ②営業のためまたは営業としてお申込みされた場合。
- ③販売店がその従業員に対して行う取引。
- ④道路運送車両法など特定商取引法以外の他の法律によって消費者保護が図られている商品の取引の場合。
- ⑤翌月1回払いの場合。
- ⑥その他割賦販売法および特定商取引法の適用を受けない場合。
- ⑦追認できる時から1年間取消しを行わない場合またはクレジット契約を締結した時から5年を経過した場合。

ご注意

1. お支払い先は、アプラスです。
2. 契約はあなたご自身のものです。どんなに親しい人から頼まれても、他人に名義を貸すのは絶対にやめましょう。この場合でも、お客さまに支払いの責任がございます。
3. 自動車を返品する場合は、アプラスにもご連絡ください。
4. お客さまが営業のためまたは営業として、商品を購入する場合は、原則として割賦販売法の消費者保護規定の適用はありませんのでご注意ください。
5. アプラスにて所有権が留保されています。車両の転売・譲渡・貸与・担保差入れは禁じられていますのでご注意ください。
6. ご住所を変更される場合は、事前にアプラスへご連絡ください。
7. 「勧誘方法等確認のお願い」をよくお読みください。
8. 審査のため、アプラスからお客さまの資産状況や販売店の販売方法など割賦販売法で定める事項について別途確認させていただく場合があります。ご協力をお願いします。

信販会社への問合せ・相談窓口は…

下記もしくは後日送付予定のご返済予定表に記載の取扱店へご連絡ください。

株式会社アプラス 大阪市浪速区湊町一丁目2番3号

●お客さま相談室 〒564-0051 吹田市豊津町9番1号 ビーロット江坂

0570-001-770 ※0570(ナビダイヤル)は有料です。